



## 大谷昭二理事長

自然環境がトラブルの基になる

再生可能エネルギーとは太陽・地球物理学的・生物学的な源に由来し、利用する以上の速度で自然界によって補充されるエネルギー全般を指します。中でも一般の消費者に最も取り入れられているのが太陽光発電であるといえ

特に、土地を持っている方の不動産投資の対象となる野立てで設置する太陽光発電システムですが、これにはこれから本格化する夏の自然環境特有のトラブルがあります。

しては砂利の敷き詰めやコンクリート舗装等がありますが、注意が必要なものとして除草剤の散布があります。除草剤散布は1回あたりのコストを抑えることができます

レームを入れ、今後は除草剤を使用しない対策を依頼。結果、太陽光発電事業者は人件費のかかる人の手による定期除草を実施することになったのです。

この事例からも、太陽光発

再生可能エネルギーとは、太陽・地球物理学的・生物学的な源に由来し、利用する以上の速度で自然界によって補充されるエネルギー全般を指します。中でも、一般の消費者に最も取り入れられているのが太陽光発電であるといえます。

エネルギーを供給してくれる太陽光ですが、やはりこれは自然光ですが、やはりこれは自然に依存されるもの。人間の思うようにばかりはいきません。どうしてもトラブルを引き起こしてしまったケースがあります。

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもったトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。今回は、法務大臣認証機関である日本不動産仲裁機構が取り扱うADRを実施する「調停人」としての基礎資格となつた「再生可能エネルギーADRバイザー」資格制度を運営している特定非営利活動法人日本住宅性能検査協会の大谷昭二理事長から、再生可能エネルギーとトラブルの関わりについて紹介してもらう。

ADRの現場から

70  
話し合いでトラブルを解決

再生可能エネルギー・アドバイザー④

それは、雑草トラブルです。このトラブルは、大きく分けて①太陽光発電と②太陽光発電オーナーと近隣住民のトラブルにつながる場合があるのです。

を示し、実際に被害があつた際にどのように対応をするのかをしつかりと決めておく必要があると考えられます。

電オーナーと事業者のトラブル②太陽光発電オーナーと近隣住民のトラブルに分けることができます。太陽光発電オーナーのA氏は近隣の農家のB氏から除はれ、例えは除草剤の影響で近隣の農地の作物が枯れてしまふというようなものがあります。太陽光発電オーナーのA氏は、そのトラブル事例として

特定非営利活動法人日本住宅  
性能検査協会 電話03(58  
47) 8235

草剤に関するクレームを受けました。A氏と農家の方はトラブル解決のための話し合いの場を持ちましたが、ここでB氏はさらに除草剤による子供への健康被害の可能性を指摘。結果として、A氏は今後除草剤を用いない雑草対策を約束することとなりました。

てしまつたり 雜草が太陽光  
設備に絡みついて障害を引き  
起こしてしまつというものが  
あります。これらによつて事  
業者にクレームが入つてしま  
うと、契約内容にもよります  
が、事業者は対応をしなけれ  
ばならなくなります。

摘 結果として A氏は今後除草剤を用いない雑草対策を約束することとなりました。しかし、このトラブルはここで終わりませんでした。A氏からさらに太陽光発電事業者に除草剤対策において落ち度があったのではないかとク

レームを入れ、今後は除草剤を使用しない対策を依頼。結果、太陽光発電事業者は人件費のかかる人の手による定期的除草を実施することになったのです。

この事例からも、太陽光発電事業者はあらかじめ雑草による被害を想定しておき、契約時にオーナーにこの可能性